

○旅館業にかかる学校等施設環境保持要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内において、旅館業を営業するための建築物（以下「当該施設」という。）を建築しようとする者及び旅館業を営業しようとする者に対し、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条に基づく建築確認申請書が提出される以前において、当該施設が学校等の施設環境を著しく害するおそれがあるかどうかについての的確な事前指導を図ることにより、学校等の施設の清純な環境を保持することを目的とする。

(同意)

第2条 当該施設を建築しようとする者及び完成後に当該施設を用いて旅館業を営業しようとする者（以下「建築主等」という。）は、あらかじめ施設を建築しようとする場所を所管する保健所長（以下「保健所長」という。）の同意を得なければならない。

(届出)

第3条 建築主等は、保健所長あてに当該施設の概要等を別記第1号様式により届出なければならない。

(保健所長の手続き)

第4条 前条にかかる届出があったとき、保健所長は、当該施設が学校等施設環境を著しく害するおそれがあるかどうかについて、法第3条第4項に規定するものの意見を求めなければならない。

2 前項の規定は、当該施設の建築が完了した後、前条にかかる届出事項と異なると認められる場合において準用する。

(通知)

第5条 保健所長は、法第3条第4項に規定する者の意見に基づき、第2条による同意の可否を決定し、建築主等に別記第2号様式又は別記第3号様式により通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式
第1号様式

年 月 日

保健所長 様

届出者 旅館業営業施設を建築しようとする者
住 所
氏 名
(届出者が法人の場合は、名称及び
代表者の職・氏名)
生年月日 年 月 日
届出者 旅館業を営業しようとする者
住 所
氏 名
(届出者が法人の場合は、名称及び
代表者の職・氏名)
生年月日 年 月 日

届 出 書

「旅館業にかかる学校等施設環境保持要綱」第2条による同意を得たいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 建築物の概要

- (1) 旅館業を営業するための建造物の周囲おおむね100メートル区域内に所在する学校等との距離を明らかにした図面
別添のとおり
- (2) 建築物の構造設備の概要を明らかにした図面
別添のとおり

2 建築物の内容

- (1) 建築物の外装の色彩
- (2) 窓のしゃへいの構造及びカーテンの色彩
- (3) 広告、看板等の大きさ、字体、内容、色彩等
- (4) ネオンサインを設置する場合、その大きさ、字体、色彩等
- (5) 屋外照明の位置、照明器具の種類等
- (6) 窓ガラスの種類(透明、不透明その他)
- (7) その他

3 営業内容

- (1) 宿泊者に対する対応状況
- (2) 客室を休憩に利用させる場合、その対応状況
- (3) 客室を宿泊、休憩以外に利用させる場合、その対応状況
- (4) その他

4 その他の事項

- (1) 駐車場及びその出入口
- (2) 植樹、庭園、緑地等の内容
- (3) 飲食店等の併設施設がある場合は、その内容
- (4) その他

(備考)

- 1 届出書は、旅館業を営業するための建造物を建築しようとする者及び旅館業を営業しようとする者が連署すること。
- 2 営業しようとする者が未定の場合は、建築しようとする者のみとし、営業内容の項は除くものとする。その後、営業しようとする者が決定した場合は、その者が届出者となり、営業内容及びその他の必要事項を記入して届け出ること。
- 3 1に掲げる図面は、測量士、土地家屋調査士及び建築士等が記名押印したものであること。

第2号様式

第 号
年 月 日

様

保健所長 

「旅館業にかかる学校等施設環境保持要綱」第2条に基づく同意について

年 月 日付けで提出のあった上記の届出書については、その届出内容に同意します。

(ただし、下記の条件を付します。)

記

第3号様式

第 号
年 月 日

様

保健所長 

「旅館業にかかる学校等施設環境保持要綱」第2条に基づく同意について

年 月 日付で提出のあった上記の届出書については、下記1の理由により同意できません。

したがって、届出内容のとおり建造物が建築された場合、旅館業営業許可はできませんので、下記2のとおり計画を変更してください。

記

1 同意できない理由

2 計画を変更すべき点